



どうする？ 合理的配慮の提供

今年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、公立の学校等に対して「合理的配慮」が義務づけられました。教育現場でおさえるべきことをまとめます。

「合理的配慮」とは、障害のある子どもが他の子どもと平等に学習や競争に参加できるよう学校等が行う**変更**及び**調整**のことです。

どのような「合理的配慮」を提供するかは、障害のある子ども(その保護者)の意思と個別の教育的ニーズに基づいて考える必要があります。 障害のある子どもの「学ぶ権利」を基本に考えます。

内閣府 障害を理由とする差別の解消の推進

検索

わたしは
〇〇することが
難しいので、
△△にしてほしい

「合理的配慮」の提供は、障害のある
子どもの意思の表明からスタートします。

教職員の気づきがきっかけになることもあります。

合理的配慮の提供のPOINT

- 1 障害のある子ども(その保護者)の思いをしっかり受け止めること
- 2 合意形成とその過程を大切にすること
- 3 提供する合理的配慮を学校として決定し、学校全体で取り組むこと
- 4 個別の指導計画等に明記し、引き継ぎや見直しを行うこと
- 5 学校や地域で情報を共有すること
- 6 学級づくりや授業づくりの視点でも、合理的配慮を考えていくこと



特別支援教育<推進>
「通常の学級における合理的配慮」講座

お知らせ

特別支援教育部では、支援機器や心理検査用具の貸出しを行っていますのでお役立てください。貸出しできる物品や手続きについては総合教育センターホームページ(I T E C)に掲載しています。

I T E C > 特別支援教育 > 物品貸出し

研究紀要「第5集」

総合教育センターの事業の1つに教育研究事業があります。平成27年度のセンター所員の研究の成果を、研究紀要「第5集」としてまとめ総合教育センターホームページ(I T E C)に掲載しています。

I T E C >
研究 >
研究紀要



- * 前思春期に学校不適應の萌芽があるのでは?(教育相談)
- * キャリア形成につながる実践とは?(教科・領域)
- * 食育講座の在り方が校内の食育を推進する?(食育)
- * タブレット端末を活用した講座の効果は?(I C T)
- * 自閉症の特性に応じた「遊びの指導」の留意点は?(特別支援教育)

総合教育センター第1パソコン研修室リニューアル

～「児童生徒1人1台タブレット端末」、「無線LAN環境」、「授業支援システム」が整備されたら、授業はどう変わる?～

授業中の様々な場面でICTが活用されるようになって、ICT環境の整備が進んでいます。今後、授業はどうなるのでしょうか。

それを試していただく場として、第1パソコン研修室を**フューチャースクール**※をイメージしてリニューアルしました。

※「総務省が推進する、ICTを利活用した学校教育」のこと。

可動式コンピュータ



iPad 25台を導入



第2期教育振興基本計画(H26～H29)で目標とされている水準

- 教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数3.6人
 - ① コンピュータ教室40台
 - ② 各普通教室1台、特別教室6台
 - ③ 設置場所を限定しない可動式コンピュータ40台
- 電子黒板・実物投影機の整備(1学級当たり1台)
- 超高速インターネット接続率および無線LAN整備率100%
- 校務用コンピュータ 教員1人1台

文部科学省「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画パンフレット 学校のICT環境を整備しましょう!」より

既に第1パソコン研修室で「授業でのICT活用講座I(センター)」を実施しています。



心がけのススメ

～教職員の皆さんへ②～

「情報モラル教育講座」では、

文字によるコミュニケーション(メール、SNS等)の特徴を学びました。

主なメリット

- ・自分の都合の良いときに発信し、都合の良いときに読める
- ・記録として残る
- ・情報を共有することができる

主なデメリット

- ・時間にずれが生じ、伝わるのが遅くなることがある
- ・感情や真意を伝えるのが難しい
- ・意図に反して拡散する可能性がある

メール、SNS等を上手に利用するためには
 ・相手の立場に立って考えること
 ・内容が正しいかどうかを見極めること

情報発信は慎重に

- ・仕事上で知り得た個人情報等は発信しない(秘密を守る義務:地公法第34条)
- ・私見でも組織の意見と受け取られる場合があることに注意する
- ・一度発信した画像や発言は回収が難しいことに注意する

自覚ある行動を心がけているか、日常の自分のふるまい方(態度・言動)の見直しに役立つリーフレット「心がけのススメ」。(初任者・新規採用者のみなさん全員に配布しています。)

その「心がけのススメ」にちなんで、すべての教職員に必要な知識と心得を今年度実施した研修講座の学びの中から連載しています。

「心がけのススメ」では、

インターネットの利用について

SNSの注意点

SNSはインターネット上で情報を発信し、コミュニケーションを行うことができるサービスです。
 例:LINE, Facebook, mixi, Twitter等

仕事上のことを個人のSNSで発信するのはやめましょう。私たちに、仕事で得た内容を守る義務があります。

服務規定(秘密を守る義務、信用失墜行為の禁止等)の遵守
 私見でも組織の意見とみなされることも
 写真は削除されることもあり、デジタルデータとしてアップロードされると回収不可

SNS=Social Networking Service



心がけのススメ

